

健康診断の検査項目

(※各年齢は、令和7年3月31日時点の年齢とする。)

○ 一般定期健康診断検査項目

- 1 既往歴及び業務歴(治療歴、服薬歴、喫煙歴)
- 2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定
- 3 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 4 胸部エックス線検査
(結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び医師がエックス線直接撮影を必要と認める者については、エックス線間接撮影を省略することができる。)
- 5 血圧測定
- 6 尿検査(蛋白及び糖の有無の検査)
- 7 心電図検査
(35歳未満及び36歳以上40歳未満の職員における場合を除く。)
- 8 血中脂質検査(LDL-C、HDL-C、TG)、貧血検査(RBC、Hb)、血糖検査(GLU、HbA1c)、肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
(35歳未満及び36歳以上40歳未満の職員における場合を除く。)
- 9 肺がん検診(読影のみ)
(40歳未満の職員における場合を除く。)
- 10 便潜血反応検査(2日法)
(40歳未満の職員における場合を除く。)
- 11 胃の検査(X線検査)
(40歳未満の職員及び妊娠中の女子職員における場合を除く。)

12 風しん抗体検査

(予防接種歴又は風しんの感染歴のいずれかが確認できた職員における場合を除く。)

13 喀痰細胞診検査

(40歳未満の職員における場合及び問診の結果医師が必要でないと認める場合を除く。)

○ 情報機器作業従事職員健康診断検査項目

1 業務歴の調査

2 既往歴の調査

3 自覚症状の有無の調査

(1)眼疲労を主とする視器に関する症状

(2)上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状

(3)ストレスに関する症状

4 眼科的検査

(1)遠見視力の検査

(2)近見視力の検査

(3)調節機能検査及び医師の判断により眼位検査

ただし、自覚症状のない者及び遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも0.5以上が保持されている者は省略して差し支えない。

(40歳未満の職員における場合を除く。)

5 筋骨格系に関する検査

(1)上肢の運動機能、圧痛点の検査

(2)その他医師が必要と認める検査